平成２９年（フ）第３３０号
埼玉県鴻巣市袋1514番地９
債務者　神道　照子
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３６３号
さいたま市南区大字大谷口2427番地１　コンフォートテラスＣ棟103号
債務者　加藤　喜規
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３８４号
埼玉県新座市野火止３丁目12番26号
債務者　新家　未来
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９１号
さいたま市桜区大字下大久保1213番地２　リバーサイドやよい205
債務者　相澤　通晴
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
さいたま市北区奈良町18番地３　ＮＴＣ大宮410号室
債務者　井上　政文
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４４１号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目６番７号　ベルアベニュー志木106号室
債務者　菊地　栄輔
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４４７号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３－10－309、旧住所茨城県小美玉市田木谷1016番地12
債務者　谷田部圭子
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６８号
埼玉県朝霞市三原１丁目11番12－307号
債務者　新城　妙子
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
埼玉県草加市草加１丁目14番８－308号、旧住所埼玉県草加市青柳７丁目64番１号
債務者　外間　天雄
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
埼玉県草加市北谷２丁目29番14号
債務者　櫻井　樹里（旧姓下崎）
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
埼玉県春日部市緑町１丁目14番８号　エステートピアライズＩ－102号、旧住所埼玉県春日部市豊野町１丁目18番地１　ピュールソレイユ102
債務者　藤枝　　繁
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
埼玉県越谷市谷中町２丁目273番地16
債務者　市村ミチ子
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
埼玉県越谷市瓦曽根３丁目７番10号　リバティーパークＡ棟203、旧住所埼玉県草加市瀬崎３丁目12番11号
債務者　遠藤　　信
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
千葉県印旛郡栄町安食2956番地２（レオパレスコスモエステートＡ211号室）
債務者　藤村　　渉
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８１号
千葉県佐倉市上座577番地28　ＰＵ・Ｂｅｓｔ・ＹⅢ201
債務者　荒畑　龍也
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１１７号
千葉県成田市加良部１丁目７番地（２棟106号）
債務者　野村　孝一
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１２３号
千葉県成田市並木町124番地３（ロイヤルハイツ104）
債務者　前島　寛子
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部